

1. 総合計画とは

総合計画とは、将来における本町のあるべき姿と進むべき方向についての基本指針であり、基本構想(※1)及び基本計画(※2)からなるもので、町の最上位の計画です。

※1 基本構想…本町及び町民がともに進めていくまちづくりの基本理念及び方向性を示すもの。

※2 基本計画…基本構想を実現するための施策の指針であって、分野ごとの施策の方向性び体系を示すもの。

※なお、基本計画に基づき実施する3年間の具体的な事業を示す実施計画を、毎年度見直しを行いながら策定します。上記と併せて3層構造としています。

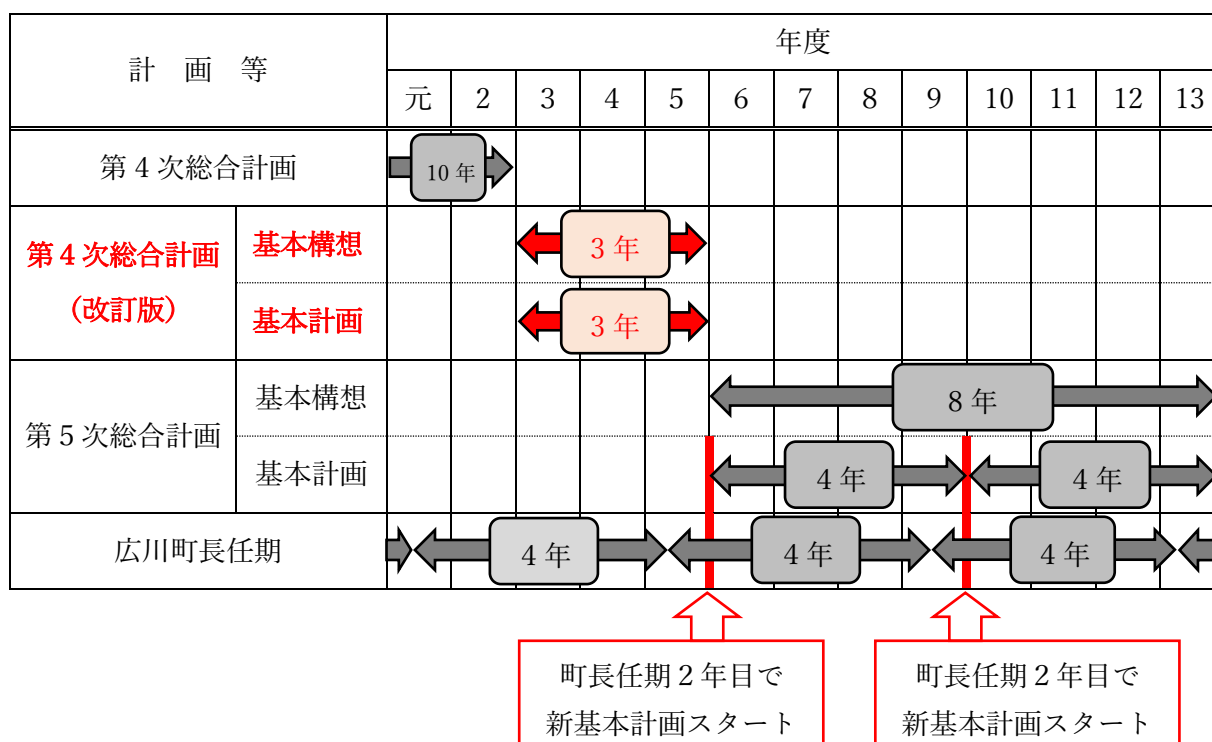
2. 総合計画策定の経緯、今後の方向性

これまでの総合計画については、10年間の計画として策定してきました。

前述のとおり、総合計画は町の基本指針であり、町長の施政方針とも十分に関連付けがされることが必要となりますが、総合計画の10年の計画期間と、町長任期の4年の期間にズレが生じることになります。

庁内各部署との協議、議会との協議により、今後の総合計画については、町長のマニフェスト・施政方針を反映できるように、町長任期に併せて、施策方針である基本計画を4年単位で作成することとしました。

現行の第4次総合計画は令和2年度で終了となりますが、第4次総合計画を引き継いだ形で、令和3～5の3ヶ年度を計画期間とする第4次総合計画の改訂版を策定し、そして改訂版終了後（令和6年度以降）の第5次総合計画期間を、町長任期に併せて、基本構想8年、基本計画4年単位で策定していく方針です。



3. 令和3年度以降の総合計画の内容

○計画書の名称

第4次総合計画の基本理念及び方向性を引き継いで策定するため、名称を『広川町第4次総合計画（改訂版）』とします。

○計画期間

第4次総合計画を引き継ぎ延長した形で、令和3～5年度の3年計画とします。

○計画書の構成

第4次総合計画を引き継ぎ、3部構成とします。

・第1部 総論（町勢の概要、本町を取り巻く諸情勢と課題）

項目は変更せず、令和元年10月に実施しました「まちづくりに関するアンケート」の結果や社会状況の変化など基礎調査を基に現状を踏まえた現時点に即した内容に修正します。

・第2部 基本構想（まちづくりの基本理念及び方向性）

原則第4次総合計画の基本構想を引き継ぎますが、大きく状況が変化した部分については修正を行います。

・第3部 基本計画（基本構想を実現させるための施策の指針、分野ごとの施策の方向性）

第4次総合計画の基本計画をベースに、新たな課題や施策を追加修正します。また「みんなで目指す目標値」についても、最終目標年度を令和5年度とし、目標数値の見直しを行います。



4. 総合計画審議会について

● 広川町総合計画審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、広川町附属機関に関する条例(昭和48年広川町条例第23号)第3条の規定により広川町総合計画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じて、広川町総合計画に関する事項について、必要な調査及び審議を行う。

(組織)

第3条 審議会は、委員16人で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げるもののうちから町長が任命する。

- (1) 町議会議員
- (2) 町教育委員会の委員
- (3) 町農業委員会の委員
- (4) 町内公共団体の役職員
- (5) 学識経験を有するもの
- (6) その他町長が必要と認めるもの

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、関係機関又は団体の役職により任命された委員は、その役職の在任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席議員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決定するところによる。

(庶務)

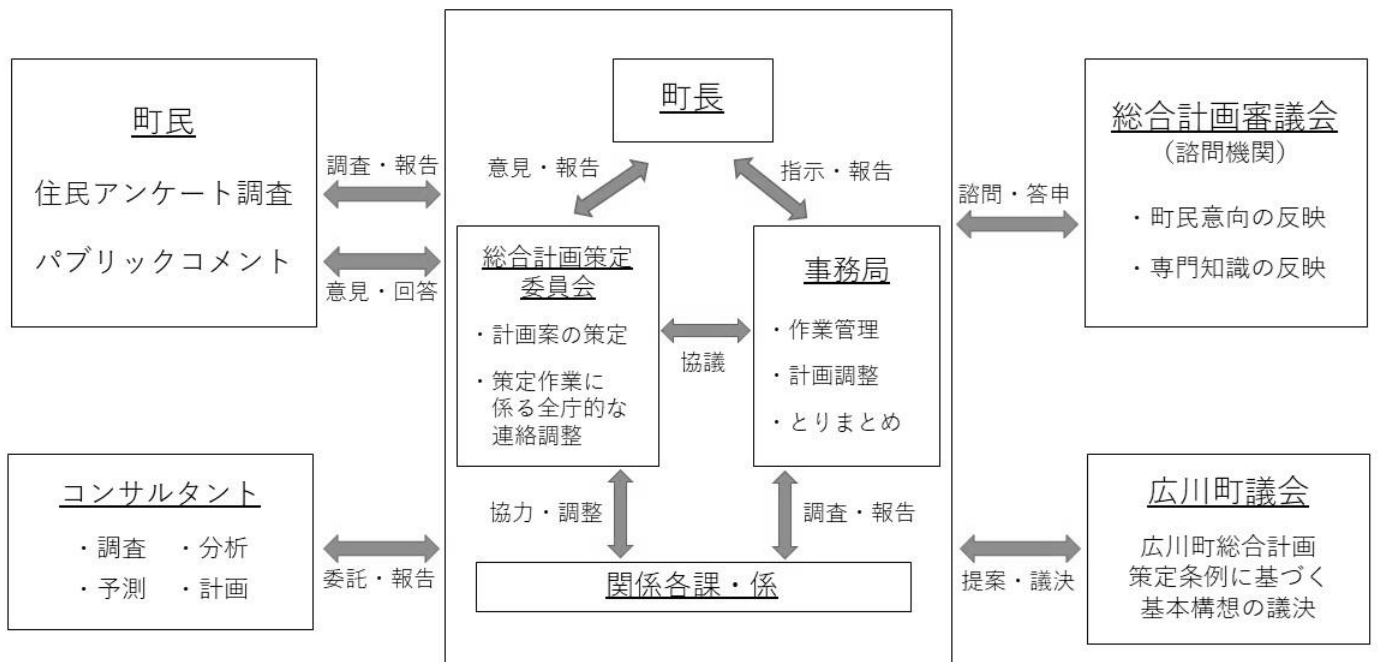
第7条 審議会の庶務は、企画担当主管課で処理する。

(委任)

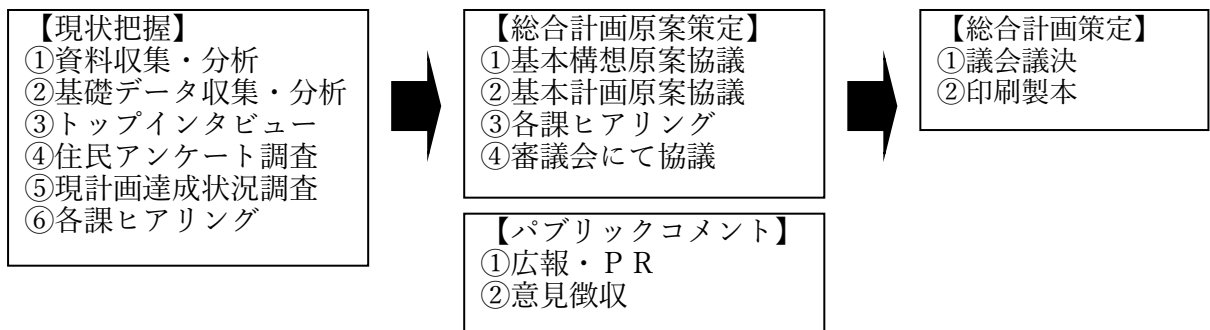
第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

5. 広川町第4次総合計画(改訂版)策定体制について

【策定体制】



【総合計画策定の流れ】



6. 広川町総合計画審議会日程（案）

【会議の進め方】

- ① 町が作成する総合計画（基本構想案）について審議を行い、町への意見を頂きます。
- ② 各委員会から出された意見は、会長が審議会での意見とするかどうか会議に諮りながら審議を進めます。
- ③ 仮に委員間で意見が分かれる場合は、会長の仕切りによって審議会としての意見を調整します。
- ④ 審議会で出された意見を取りまとめ、町長へ答申を頂きます。

【審議会日程】

会議回	開催時期	審議内容等
第1回	2月6日(木) 午後1時30分～ 【3F大会議室】	<ul style="list-style-type: none"> ・委嘱書交付、会長副会長選任 ・総合計画（案）諮問 ・総合計画策定の経過、審議日程説明 ・町の現状と課題報告 ・広川町第4次総合計画(改訂版)骨子案説明
第2回	2月25日(火) 午後1時30分～ 【3F大会議室】	<ul style="list-style-type: none"> ・第4次総合計画施策評価報告 ・基本構想（案）の検討
第3回	5月 日() 時～ 【 】	<ul style="list-style-type: none"> ・基本構想修正案の検討 ・基本計画（案）の説明①基本施策1、2、3
第4回	7月 日() 時～ 【 】	<ul style="list-style-type: none"> ・基本計画修正案の検討①基本施策1、2、3 ・基本計画（案）の説明②基本施策4、5、6
第5回	8月 日() 時～ 【 】	<ul style="list-style-type: none"> ・基本計画修正案の検討②基本施策4、5、6 ・パブリックコメントの実施について
第6回	11月 日() 時～ 【 】	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメント反映最終調整案に対する審議 ・答申案審議 ・広川町総合計画基本構想の審議会答申

※第5回の審議会後に約1ヶ月間、パブリックコメント（町民意見の聴取）を実施。

※町議会への報告、説明、提案を行います。

R2.3 広川町議会全員協議会 進捗状況の説明、基本構想案の説明

R2.6 広川町議会全員協議会 基本構想の承認

R2.9 広川町議会全員協議会 基本計画案の説明

R2.12 広川町議会 第4次総合計画改訂版（基本構想）の議案提出